

第3回（仮称）小牧市地域こども子育て条例検討会議

日時：平成27年11月13日（金）午前10時～

場所：小牧市役所 本庁舎6階 601会議室

《出席》吉田会長、代田副会長、丹羽委員、沖本委員、水野委員、
渡邊委員、小島（千）委員、河合委員、天野委員、岩田委員、
服部委員、伊東委員、出口委員、後藤委員、岡戸委員

《欠席》中川委員、松永委員、青山委員、小島（康）委員

《事務局》小塚こども未来部長、鍛冶屋こども未来部次長、須崎こども政
策課長、平岡こども政策課長補佐、佐野学校教育課指導主事兼
副主幹、石田子育て支援係長、松浦、（社）地域問題研究所

※傍聴人 3名

1 あいさつ

【事務局】

定刻になりましたので、ただいまから第3回（仮称）小牧市地域こども
子育て条例検討会議を開催いたします。

本日はお忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。

初めに事務局の職員について御報告をさせていただきます。

今回の会議より、新たに小牧市教育委員会事務局より佐野学校教育課指
導主事兼副主幹を事務局職員として同席させていただきますので、よろし
くお願いします。佐野指導主事からは自己紹介をお願いしたいと思います。

【佐野指導主事自己紹介】

【事務局】

本会議は公開となっておりますが、ただいまのところ傍聴者は3名とな
っております。会議の定足数に関しては、要綱第5条第2項で過半数10名

の出席が必要とされており、本日はただいまのところ15名の委員が出席しているため、会議が成立しておりますことを御報告いたします。

なお、中川委員、松永委員、青山委員につきましては御欠席との御連絡をいただいております。

初めに資料の確認をさせていただきます。

配付資料につきましては、お手元の次第の下に書かれております配付資料一覧のとおりでございます。確認していただきまして、不足等がございましたらお申し出いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、会議の開催に当たり、こども未来部長の小塚より御挨拶を申し上げます。

【部長あいさつ】

本日は、御多忙にもかかわらず、第3回（仮称）小牧市地域こども子育て条例検討会議に御出席賜りましてありがとうございます。

また、皆様方につきましては本市の教育・福祉行政の推進に日ごろより格別の御支援、御協力をいただいておりますことを改めて厚くお礼を申し上げます。

さて、本日の会議では（仮称）小牧市地域こども子育て条例の素案をお示しさせていただきました。後ほど詳細な説明はさせていただきますが、地域全体で子育てや子育ちを支え合うまちを実現するため、この条例案の内容を充実させ、完成させていく必要があります。本日の会議では、「条例素案検討の手引き」などを参考にいただきながら、条例案の検討をしていただきたいと思います。委員の皆様方には忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

【事務局】

それでは、吉田会長に以降の議事の進行をお願いいたします。よろしく申し上げます。

【吉田会長】

本日は第3回目ということになりますが、お手元に条例の素案ということで事前に届いていたかと思っておりますので、これをベースに皆さんに御検討をお願いしたいと思います。

本日の終了は12時ということでございますので、限られた時間でございますが、委員同士の活発な議論を通して、よりよい条例を策定するというお手伝いをしたいと考えておりますので、皆様御協力をよろしくお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思いますので、次第2のとおり、条例素案の検討につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

2 条例素案の検討

《資料に基づき事務局より説明》

【吉田会長】

それでは、ただいま説明がありました条例（素案）について、皆さんの御意見をいただき、合意を得ていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

条例の構成は前文から始まって、第1章から第5章までございます。

御意見につきましては、例えばこの文章のここをこういうふうに変えたらどうかというような具体的な御意見をお願いしたいと思っております。

それでは前文についてですが、「条例素案検討の手引き」をまず第一義的に使いながら、適宜皆様方でほかの資料をごらんになりながら、御意見をいただきたいと思います。

いかがでしょうか。

【渡邊委員】

最後のほうの下から3行目と4行目のところの「きょういく」という漢字ですが、「共育」というのはインターネットで調べると出てきますが、「協力するに育む」の「協育」というのはどこにも出てこないです。前文なのでいいのかもしれないですが、条例の中の文章として、そういう言葉というのは使えるものですか。

【吉田会長】

2つありますね。

【渡邊委員】

最初の「協育」というのはインターネットで検索しても出てこなくて、「共同して育む」の「共育」というのは検索すると、この意味の造語であるというふうに定義はされていますが、前文に使っていいのかどうか。

【吉田会長】

皆さん、いかがでしょうか。2つ目の「共育」はいいけれども、「協育」については使ってもいいかどうか。

【事務局】

この「きょういく」という言葉ですが、先日検討会議の中で委員さんから御発言いただいた、例えば「教育」「共育」「協育」と3つの漢字の違う「きょういく」といったものを使ったらどうでしょうかというような御意見をいただきましたので、ここに示させていただきましたが、まだ文書法規担当の係のほうにきちんと説明しているわけではございません。また例規審査会という市役所の中の会議もございますので、そのあたりでもしかしたら議論が出るかもしれません。今日は、とりあえず委員さんの御意見をいただいて上げさせていただいたということで御了解いただきたいと思います。

【吉田会長】

法的に問題なければ、このままいきたいということですか。

【須崎こども政策課長】

せっかくの会議ですので、できるだけ委員さんの御意見には沿いたいとは思っております。

【吉田会長】

前に意見が出たので盛り込んでくださったわけですが、1人の意見で、あと14人が絶対反対というのであれば、取っていただくことも可能かと思いますが。

【沖本委員】

「子育て」という表現について、辞書を引いたのですが、辞書にはなかった言葉でした。意味が分からないこともないですが、なくてもいいかなと思いました。

【吉田会長】

子育てや子育てを支え合うという「子育て」という言葉が辞書にないということですが、いかがでしょうか。

【事務局】

この「子育て」や「子育て」という意味ですけれども、「子育て」というのは親が子どもを育てることが「子育て」。それから、「子育て」というのは子どもが育っていくことでして、意味はちょっと違いますので、こ

ういった言葉はよく使わせていただいている、全国的にも使われている言葉でございます。

【吉田会長】

小牧市やいろんな行政では使われているということではあります。
ほかに御意見ございますか。

【後藤委員】

前回のポイントにあった「年齢、発達に応じた多様な」というすごく大事な部分かなと思ったところが素案に反映されていないように見受けられます。「こどもの年齢や発達に応じた多様な」という部分が、前文のどの部分で反映されているのか。

【吉田会長】

前文にはそういうことが書いていないということですが、別のところで書いてあるかもしれないですが。

【後藤委員】

例えば発達障害のある方にも、というようなニュアンスが前回のポイントでは見受けられたんですけど、今回は多様なというか、年齢や発達に応じてという部分がごっそりなくなっちゃっているような印象を受けますので。

【吉田会長】

前文では6行目ぐらいのところ、「一人ひとりが、様々な個性や能力や夢を持った」というふうに大きく書いてありまして、第4条「こどもの務め」でも年齢や発達に応じるというような文言はありますが。

【後藤委員】

わかりました。ありがとうございました。

【吉田会長】

ほかにいかがでしょうか。前文の検討をしておりますが、今、言葉についての意見がありました。これはまた事務局で御検討いただくこととありますし、ほかの方が強くおっしゃっていないので、事務局にお任せでいいかなと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、前文は一部検討をお願いしますが、これでよろしいだろうということで、次の第1章へうつります。第1章「総則」は、第1条「目的」、第2条「定義」、第3条「基本理念」。素案についての文言を見て

いただいて、御意見をお願いいたします。

【渡邊委員】

定義のところの第2条(1)「こども」のところ、「18歳未満の者その他これに準じてその成長への支援が必要であると認められる者」というところがちょっとわからない。どういう人を想定しているのかなというのがよくわからなくて、これに準じて成長への支援が必要であるということが、よくわからないです。

【事務局】

説明が下にありますが、「こども」は基本的に18歳未満を指しますが、「ただし」のところ、「成長への支援が必要である者」と規定しています。

【渡邊委員】

成長への支援と言ったら、ずうっといくのではないかということになりますよね。多分、障害のある方とかを想定していると思いますが、成長への支援が必要である者というのは、定義としてはちょっと曖昧過ぎるかなあという気もしました。それから、第2条(4)で、「児童養護施設」という言葉が出てきますが、小牧には児童養護施設はないので、あえて入れるとするならば「児童福祉施設」という文言になるのかなあという気はしました。

【吉田会長】

まず、「こども」の定義「18歳その他」のところですけど、何かいい表現がございますか。

【渡邊委員】

「18歳未満の者」で切ってもいいのかなという気がします。名古屋市の条例を見ると、「権利を認めることが適当である者」とあります。

【吉田会長】

それともう1つ、「児童養護施設」を「児童福祉施設」にしたらどうかという御意見ですが、いかがでしょうか。

【渡邊委員】

それから、「保護者」のところに「里親」を入れてもらえるとうれしいです。「親、里親又は親の代わりにこどもを育てる立場」ということが入っているといいなあと思います。親と里親さんと、そのかわりにこどもを養育する者というふうにしたほうがいいと思います。

【吉田会長】

委員の方々に御意見いかがでしょうか。

【事務局】

「保護者」のところに「里親」を、というお話をいただきましたが、事務局の想定といたしましては、この素案の中に直接盛り込んではいませんが、この親の中には里親を含むという考えでおりまして、条例完成後につくる解説集の中で、「保護者」の定義に、親には里親を含みますということ盛り込む予定にしておりましたので、里親という表現は素案の中には入っておりません。

あと、「子ども」の表現についてですが、「18歳未満の者その他これに準じて」というその後の表現について御意見いただきました。これについては胎児につきましても想定しておりますし、また18歳を超える年齢についても、現在小牧市では夢チャレンジ事業ということで18歳を超える大学生等につきましてもさまざまな取り組みを行っておりますので、そういったお子さんもこの対象になるということで、こういう書き方をさせていただいております。

【吉田会長】

いかがでしょうか。胎児と大学生を想定しているという御説明でしたが。

【渡邊委員】

大学生の人、そんな大人になる人が子どもという枠で市役所が見ているよというところはどうですかね。やはり「親」の中に「里親」が入るんだからいいでしょう、というのはちょっと嫌だなあと思いました。里親さんというのは特別というか、これからどんどん重要になると児童福祉の中でも言われているので、含まれているからいいでしょうではなくて、里親さんというのは認知度も低くて、いろんなところで不利益を被ったりしているので、含むからいいでしょうじゃなくて、あえてここに里親さんという形で入れていただいたほうが、僕はうれしいです。

【吉田会長】

私も親に里親を含むのはちょっと無理かなと思いますが、親のかわりに子どもを育てる人の中に里親は入るかなというふうに思いまして、やはりこのままでいいかなと思いますが、いかがですか。

【渡邊委員】

養子縁組している人は親のかわりではないので、親なので。

【吉田会長】

そうすると、この親に入りますよね。また別の問題としては、本当に里親というのが一般に知られていない、大変なお仕事というか、子育てをしていらっしゃるのに認知度が低いというのは私もよく見聞きはしますが、保護者ということの規定するのに里親だけ入れるというのは、またどうかなというのは思いますが。

【事務局】

渡邊委員のおっしゃられたことで、「こども」に18歳以上も含むのはどうなのかというような御意見をいただきました。こども政策課は子育て支援係と青少年育成係の二つの係があります。この青少年育成係というのは成人式の運営事業もやっておりますし、正式な法律名が分かりませんが、何年か前にできた青少年健全育成関係の法律では、40歳まで対象とするものもありました。フリーターなど、今の時代になかなか定職につけないとか、そういった問題もありまして、「こども」「若者」という年齢をちょっと引き上げて考えていくような施策がたくさんありますので、18歳ということに限定せずに、もう少し幅広い年齢層にも広げてやっていきたいと思っております。

【吉田会長】

この会の合意として、今のところ変えたいということには至らないかなというふうに思っていますので、このままでよろしいかと思っていますが、いかがでしょうか。

とりあえず一旦打ち切りたいと思います。

それから、「児童養護施設」を「児童福祉施設」へ変更するという提案についてはいかがでしょうか。

水野委員、いかがですか。

【水野委員】

そのほうが何か自然に入っていく感じで理解されやすいと思います。

【吉田会長】

福祉施設のほうが範囲が広いかなと私も思います。

【天野委員】

大まかなというか、広く定めてある条例なので、ここも広いほうがいいのかと思います。「児童養護施設」ですと限定的になってしまいます。

【吉田会長】

「児童福祉施設」へ変えていただくのがいいかなという御意見でおおよそ合意いただいたということで進めさせていただいてよろしいですか。

【沖本委員】

細かいことですが、「定義」の中で、順番に書いてあって、4番目に「学校等」、5番目に「事業者」となっていますね。こういう並びですが、このあと何箇所か出てきますが、この順番が違ってきます。第3章では、「事業者」「学校等」の順番です。

【吉田会長】

第4章でも、「保護者」、「地域住民」、「事業者」、「学校等」という並びですね。

【沖本委員】

いろいろなところで出てくるので、「定義」のところ直しておいたほうがいいと思います。

【事務局】

整合性がとれるように整理させていただきたいと思います。

【吉田会長】

ということは、「事業者」と「学校等」を入れ替える方向ですか。

【天野委員】

こども条例なので、「学校等」を先にしたほうがいいと思います。後ろでもいいかもしれないが、イメージ的には第7条、第8条のところなど、「学校等」の責務が先に来たほうが印象はいいのかなという気がします。

【吉田会長】

では、整合性をとって進めていただくということにしたいと思います。

【水野委員】

「事業者の責務」についてですが、事業者の方は、子育てにいろいろな支援をしていただいて、中高生もお世話になっていますし、いろんなことを本当にやっていただいています。事業者の方というのは、こういう文章はすっと受け入れられるものでしょうか。

【吉田会長】

具体的な文章でいうとどこですか。

【水野委員】

「総則」の中の第1条で、「基本理念を定め、保護者、地域住民、事業

者の責務を明らかにする」とあります。「事業者の責務を明らかに」というのが気になります。「学校」は当然のことですが、事業者のような企業をやっていらっしゃる方のいろんな姿を見ていて、本当にこういう言葉で文を連ねて、事業者の方たちに受け取られるものかどうか。

【吉田会長】

事業者の方からお願いします。

【岩田委員】

では、答弁させていただきます。

事業者の最大の責務は税金を納めることですが、もう1つの基本的な役割の一つに社会的責任というのがありまして、社会的責任を果たすというのは当然で、そういう受けとめ方をしても別に全く違和感はありません。今後の国の要請等も含めて、さらに事業者が果たすべき役割というのはこれからも増えてまいりますので、書いていただくことに関しては全く違和感も問題もありません。

【吉田会長】

ありがとうございます。

【出口委員】

私も春日井市の商店街でお店を構えている一事業者ですが、事業者も地域を見守るという気持ちでおります。今商店街や駅前などに、防犯カメラとかが結構設置されていますが、意外に商店街のトラブルというよりも、DVとか、その地域に住んでいらっしゃる方のトラブルなどで防犯カメラを見せてくださいという問合せのほうが警察から多くて、そういった意味では地域住民と一緒に事業者もこどもを取り巻く環境を見守っていかなくてはいけないかなということは、商店街の理事会などでもよく話にでるところになっています。

ですから、やはり事業者としての地域のあり方、責務というのは大事ではないかなというふうに感じております。

【吉田会長】

では、このままでお願いしたいということですね。

【伊東委員】

「総則」の「地域住民」の定義で、「活動する個人及びこれらの者を構成員とする法人その他の団体をいいます」とありますが、これは具体的にどういうことなのか、説明してもらってもいいですか。

【事務局】

ただいま御質問いただきました「地域住民」のところですが、これにつきましては、まさに子ども会でありますとか、NPO法人さんであるとか、そういった活動をしていただいている団体を想定しております。

【伊東委員】

市内で活動する個人というと、すごく範囲が広くなると思います。例えばその辺にずっと入ってきた人も全部市内で活動する人かなと思いますので、もう少し具体的にNPO法人とか子ども会とか具体的に指して、ここに入っているような各種団体という表現の仕方にしたほうが、もう少し分かりやすいのかなと思います。

【吉田会長】

何かを言うとそれ以外の人が入らないというのがありますよね。やはりこういうふうに大きく「活動する個人」ということを「地域住民」と捉えると、子育て条例に参加してもらおうという趣旨に沿うのかなという気はいたします。

【渡邊委員】

地域だから、ある程度はっきりしたほうが良いと思います。条例というきちんとしたものの中の定義なので、ぼわんというのは定義じゃないですよ。それは何かちょっと違う気がします。

【伊東委員】

市内で活動する個人というと、例えば車に乗って市内に入って通り抜けていった人も活動する個人ですよ。

【吉田会長】

活動というのをどのように捉えるかですが、車で通りがかる人を活動と捉えるとは、どうでしょうか。アンケートをとりますか、ここで。何かにするとほかは排除されるので、なかなか難しい。何かいい案があれば。

【事務局】

「定義」の中でいろいろな議論が出ておりますけど、この条例は理念条例であり、みんなで作ってみんなで行っていきましょうという条例ですので、何かを規制・制限をするようなものではないと思います。もし、何か規制・制限するのであれば、きちっとした規制内容を設ける必要があります。委員のみなさんの御意見も分かれますが、説明的な条文にしたりすると、分かりにくくなってしまふ面もあると思いますので、御理解いただ

きたいなと思います。

【吉田会長】

少し時間も押していますので、時間がありましたら、もう一回、後でまた御意見を伺うとして、次へ進めさせていただきたいと思います。

第2章「こどもの務め」について、お願いしたいと思います。

【渡邊委員】

大前提として、こどもの権利は保障されるという文言が要ると思います。その上でこどもは務めとかがあるのではないのでしょうか。大前提として、こどもたちのこういう権利は保障されるべきものであるという文言を入れていただきたいかなと思います。

【吉田会長】

私もそういうふうに思いましたが、よく見ましたら、第3条「基本理念」にこどもの権利に関する記載があり、その次の第4章で「こどもの務め」が書いてあるので、流れ的には権利については重複するから省かれてもいいのかなと思ったりもしましたが、いかがでしょうか。

【水野委員】

私は、基本理念があつてのこども条例がすごくうれしかったし、いいなあと読んで読ませていただきました。ちゃんと権利保障があつての務めです。成り立つのではないかなと思いました。

【吉田会長】

ほかによろしいですか。

では、第3章「大人の責務」にいきたいと思います。第3章では第5条から第9条にかけて、保護者、地域住民、事業者、学校、市と各主体ごとに記載してあります。その文言につきまして、御意見をお願いしたいと思います。

【渡邊委員】

最初に事務局から説明がありましたが、第3章は「責務」という言葉で統一し、文末については、全部同じような形で「何々するものとします」になっていて、第3章を読むとめり張りが無いように感じます。「責務」ならば「努めなければならない」という表現が要ると思います。「保護者」は、やはり「努めなければならない」となるのではないのでしょうか。それから、「事業者の責務」について、少なくとも小牧市内の事業者団体にはパブリックコメントだけではなくて、もうすでに了解済みということで考

えてよろしいですか。

【吉田会長】

2ついただいたと思いますが、まず1つ目として、文末の「努めるものとします」が、表現として弱いのではないかというご意見があったと思います。

【渡邊委員】

「保護者」は、「努めなければならない」ではないでしょうか。市や学校も「ねばならない」にしてもいいのかなと思います。

【吉田会長】

皆様いかがでしょうか。

それからもう1点は、「事業者」については、既に合意があるのですか、という御質問です。これは後でお答えをいただきながら引用したいと思います。「保護者の責務」について、いかがでしょうか。

【服部委員】

おっしゃることもよく分かりますが、保護者が「ねばならない」というふうにすると、保護者がこどもの養育や教育が困難な場合は地域や学校がカバーしますという場合もあるので、「ねばならない」と言ってしまうと、保護者や家庭に対して少しきつくなってしまいかと思います。社会や市や地域がみんなで子育てをしましょうという条例なので、もう少しやわらかく見守りましょうという意識が大切で、「ねばならない」というのを保護者にだけ使うというのは、無理という親もいるのではないかと思いますので、少し範囲を広く「ものとする」のほうが、いいような気がします。

【丹羽委員】

服部委員の意見に私も賛成で、第5条「保護者は、こどもの養育及び発達に家庭が果たす責務を理解するとともに、その第一義的な責任は保護者が有する」というところが、とても重要だと思います。「第一義的な責任は保護者」と書いてあるので、私も「ねばならない」よりは、精神的にとかいろんな苦痛がある方もいらっしゃると思うので、「ものとする」の言い回しのほうが、すんなり受けとめられるかなというふうに思いました。

【小島（千）委員】

私は保育園におりますので、家庭で出来ない、困難である家庭は福祉施設などが支えるのかなと思います。言葉的には自覚を持ってやってくださいねという文面も入っているので、あとはやわらかい表現でやっていただ

いたほうが市民の方も受け入れやすいかなとは思いますが。

【吉田会長】

このままでよいのではないかという御意見が多いかなと思いますので、よろしいでしょうか。もう1点の事業者についての御質問はどうですか。

【事務局】

事業者への了解についてですが、この条例については、先ほど申し上げましたように理念条例であり、検討会議では事業者だけでなく、いろいろな市民の団体の代表の方とかにお集まりいただいて検討しながら条例案をつくっていくという過程を通して、パブリックコメントを行い、議会の議決も得ながら、つくりあげていきます。これをつくった上で、いろんなところへPRをしていきながら御了解をいただくということを考えておりますので、事前に御了解をいただくという形はとっておりません。しかしながら、今までいろいろな形で意見聴取を行って、案をこうやって練り上げてきましたので、そういった中では理解は得た上でつくりあげていると思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

【岩田委員】

少し補足いたしますと、事業者は法律を守らない場合は罰則規定があるという場合であれば、事前に了解をいただきたいという部分がありますけれども、罰則規定はございませんので、全く逆に言ったら必要ないかと思っております。

【吉田会長】

このままでいかせていただくというのが合意かと思っております。

それでは、第3章を終わりにして、第4章にいきたいと思っております。

8ページから10ページ「第4章 地域全体でこどもを育むまちづくりの推進」についての検討をお願いします。

【事務局】

御意見も今ないようですので、1点よろしいでしょうか。

資料2の9ページ、第12条をごらんいただきたいと思っております。

「第12条 有害・危険な環境からの保護」で、第2項に「情報モラル教育に努めるものとします」という文言を入れさせていただいております。LINEを通じたいじめだとか、いろいろな情報が氾濫する中でのトラブルが発生しているという御意見をいただきまして、改めて第2項でこの情報教育についてだけ書かせていただいております。実は、本日御欠席いただ

いている校長会代表の中川先生から御意見をいただきまして、第2項で情報モラル教育だけをだすのであれば、例えば薬物だとか他にもさまざまな問題があるので、第12条第1項の中に「氾濫する情報」などの言葉を入れて、こういったところから子どもを守るといような書きぶりにして、改めて第2項でださなくてもいいのではないかという御意見をいただきました。そのあたりの視点でも御検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

【吉田会長】

第12条第2項を削除して、どの辺に言葉を入れる御案でいらっしゃいますか。「危険な環境」あたりに「氾濫する情報」を、ということですか。

【事務局】

例えば中川委員からいただいた意見をもとに、事務局で思っておりますのが、第12条第1項中「子どもを犯罪、交通事故、災害の被害」の後に「氾濫する情報、その他の子どもを取り巻く有害」という形で、「氾濫する情報」というものをここに盛り込んではどうかというような考えを思っておりますが、御意見をいただければと思います。

【水野委員】

今おっしゃったもので私としては賛成です。具体的にぱっと分かりやすいという点では、確かに情報モラルだけを突出するというのはおかしいので、意味がよく分かります。ただ、皆さんに本当に知っておいていただきたいのは、子どもは確かに変わってくるんです。今、情報モラルの発端になる人が、もう親になろうとしています、その人たちが一番欠落していますよね。だから、やはり教えて学ぶというか、その姿勢が大事な情報ですから、本当に少しでも分かりやすい言葉を入れていただいて、つくっていただけるのは大変ありがたいと思います。だから、私は賛成です。

【吉田会長】

急遽、変更案を事務局から御提示いただいたわけですが、それでよろしいのではないか、という御意見をいただきました。

ほかにいかがでしょうか。

【伊東委員】

1つ目ですが、第13条「虐待等への取組」で、「関係機関と協力して必要な支援を行うように努めるものとする」とありますが、子ども会の活動をしていますと、意外と気になる家庭の話をよく聞きます。どのぐらい

のところをどのぐらい関係機関に通報するのか。毎回、親御さんから質問されたりしますが、どのぐらいのことを想定してみえるのかというのを教えていただければと思います。

2つ目ですが、第14条の中に、「安心して相談することができる場の提供を行うものとする」とあります。現在、子育てなどの相談機関というのは結構小牧市にあると思います。素案の説明のところを見ると、発達障害を持つこどもの親に対して相談や情報提供などがあるとよいという意見などもあります。今までと違う相談方法・機関などを想定されているのかどうか。それとも、これまでのものをある程度使ってということなのか、具体的な想定を教えていただいてもよろしいですか。

【事務局】

今の御質問2点につきまして、まず1点目、虐待等、気になることがあった場合にどの程度で連絡したらよいかというお尋ねに関しましては、少しでも気になるご家庭がございましたら、これは間違いであっても構いませんので、市役所のこども政策課や保健センター、学校等でも結構でございますので、御一報いただければありがたいと思います。

2点目の相談機関を新たに考えているのかという御質問でございますが、現時点でさまざまな相談体制が整備されております。条例には、具体的な相談機関の規定はしていきませんが、今小牧市では「子ども・子育て支援事業計画」を策定しております。その中には具体的に市がどういった施策をやっていくかということの規定しておりますので、計画の中でより利用しやすい相談体制についても考えていきたいと思っています。

【服部委員】

第10条第2項「市は、子育てに関して困難を抱えている家庭の把握に努める」とありますが、ではどういう機能や機関がそのバックにあるかということも分かるとよいと思います。条例の本文には載せる必要はないかと思いますが、支援する機関はどこにあるとか、別のところで補足や説明などをどこかには載せていただけますか。

【事務局】

市で作成しております「子育て支援ガイドブック」の中で、さまざまな相談機関等につきまして掲載させていただいております。このガイドブックは、新たにお子さんが生まれた際や市外から転入していらっしゃる御家庭などにお配りしております。さまざまな情報が掲載されておりますし、

また同様の内容もホームページで公開しておりますので、御利用いただきたいと思います。

【服部委員】

そのガイドブックは、私も見たことがあります、それをお持ちでない中・高校生の御家庭もあろうかと思えます。簡単でいいですので、そういう手引きはここに連絡すると手に入りますとかいうのがあると、ここから引っ張っているところなどに枝分かれして、相談するところが分かりますので、よろしく願います。

【吉田会長】

御要望がございましたので、よろしく願います。

では、最後の章になりますが、「第5章 推進体制」ということで、第18条まで記載してございますが、御意見を願います。

いかがでしょうか。特にございませんか。

では、検討会議としては、第5章については特にありませんということではよろしいでしょうか。

それでは最後に、まだ少し時間がありますので、全体を通して言い足りなかったことや、ここをもう一度ということがございましたら、おっしゃっていただきたいと思えます。

【岡戸委員】

前文の真ん中あたりに「こどもは「小牧の宝」であり」と書いてあります。小牧市は、「こども夢・チャレンジNo.1都市」であるので、小牧市の条文ですが、ちょっと大きく出て、「ひいては日本の宝、世界の宝」と入れると、視野が広まるし、小牧はチャレンジしているんだなというのが分かると思えます。資料3の3ページに「こども夢・チャレンジNo.1都市宣言」で小牧の都市宣言の具体的な内容が書いてありますが、「織田信長」「天下統一」と書いてありますし、小牧も最近ですと体操競技で世界で活躍されている方もいるので、「小牧の宝であり、ひいては日本の宝、世界の宝」と入れると、いい前文かなと思えました。

【沖本委員】

市内の条例ということだから、とりあえずは「小牧の宝」でいいのでは、と水野委員と話しています。

【出口委員】

宝というのが昔々の物語みたいな感じで、ちょっと違和感というか、私

は「光る原石」とかが良いと思います。

【吉田会長】

「ひいては世界の宝」というのは、ちょっとまだ時期尚早な段階ですか。全体の合意というふうにはいかないようなので、このままということにしますが、ただ、今また違う御意見で、「光る原石」としたほうがいいのではないか、という意見もいただきました。ほかの皆さんはいかがでしょうか。特に賛成が得られないので、そういう意見もあったということで、このままおさめたいと思います。

ほかに御意見はございますか。

【伊東委員】

この条例ができることによって小牧のまちが少しでも変わってよくなっていくということを考えて、集まって議論していると思いますが、これがどういうふうに社会の中に組み込まれていくのかという部分の議論が余り深まっていないような気がしています。一番最初の会議のときに、たしか中川先生が条例をつくるのはいいが、つくっただけで何も小牧が変わらないんだったら、何のためにつくるのか分からないというようなお話をされたと思います。どういうふうに広めていくのかというようなお話だったと思いますが、僕たちの中にどういうふうに小牧のまちがこの条例で変わっていくのかというイメージができてこない、本当につくっただけになってしまうようなイメージが僕の中にはあります。本質的な議論がもう少し深められたらいいなと思います。

【事務局】

貴重な御意見をありがとうございます。

条例検討会議は、時間が限られており、5回までとなっております。順番に、階段を1段ずつ上がるように条例をつくっていきたいと考えておりまして、この会議と、それから次の2週間後の第4回会議で条例の素案をまとめたいと思っていますので、今議論のための時間というのがなかなか取りづらい状況になっております。

それで、今事務局で考えておりますのは、パブリックコメント終了後の第5回会議のときに、この条例でいきたいということを皆さんに提示させていただきますが、そのときに今後どのようにこの条例の理念を市民の方々皆さんに広め、小牧を変えていけばいいだろうか、ということについても議論していただきたいと思っています。

最後の「第5章 推進体制」について、あまり詳しく説明しておりませんが、「こども・子育て会議」というのは、現在ある「こども・子育て支援事業推進会議」と「条例検討会議」の2つを1つにしたもので進めていこうと思っています。「こども・子育て支援事業推進会議」は、こどもに関する施策の実施状況の検証、つまり計画をこの会議でつくって、どのように進めていくかということを検証していただく機関であります。「条例検討会議」は、平成28年3月で終わってしまいますので、それを28年4月から「こども・子育て会議」として、2つの会議を1つにしたものをつくりまして、そこで進めていこうというふうに考えておりまして、今まさに伊東委員が言われましたことも、この「こども・子育て会議」の重要な議題となっていくと思います。

【吉田会長】

こういうふうにして役に立つんだという答えを今現在誰かがお持ちではないということですが、非常に重要な問題ですから、これから検討されるテーマであるということですね。

【水野委員】

偶然にも同じ内容の意見でしたが、私たちは会議に出させていただいて、本当にたくさん勉強させていただきました。それと、いろんな角度で出た意見を上手に吸い上げ、こうやってまとめていただいたことを非常にうれしく思っております。

私はこれを見ながら、市民のみなさんにこの条例をどんな形で伝わっていくのかなということを思って、文章を読んでいました。私たちが読んでいても小牧市の姿勢・意欲、そういう気持ちが伝わってくる文ですので、できれば一般市民の皆さんに上手に伝わっていき、そしてこんなふうに小牧市を立ち上げようとしているということが何年も続いていけばいいなと思います。同じ人間で形成されればいいのですが、いろいろなところで切りかわっていったりしますので、連絡の会議の仕組みなどをつくっていかないといけないと思います。せっかくつくった条例がなくなったら寂しいので、みんなで立ち上げたものが、継続されて、何十年という歴史を持った中で完成されていくといいなと思います。

【吉田会長】

ほかにいかがでしょうか。全体を通して、もう少し言い足りなかったという方はいらっしゃいますでしょうか。

では、一通り御意見をいただきまして、今日は素案について貴重な御意見をいただきました。

ちょっと確認させていただきたいのですが、ぜひ変えたいというところは1カ所か2カ所だったと思いますが、第1章のところで言葉、「協育」と「子育て」について、事務局にお調べいただいて、適宜お示しいただければと思います。

2ページの「定義」では、「児童養護施設」を「児童福祉施設」にしたかどうかというのが全体の合意だったと思います。

あとは、いろいろ貴重な御意見をいただきながら、最終的にはこのままでよろしいのではないかという御意見だったと思います。

第12条にの「情報モラル」の件につきましては、事務局の御提案されたように変更されたらいいのではないか、ということで落ちついたかと思えます。

何か間違いはありますか。

【事務局】

沖本委員からいただいた「定義」で「学校等」と「事業者」を反対にした方がいいのではないか、というような御意見もございました。まず第2条のほうで第4号と第5号を入れかえたらどうかというのが沖本委員の御意見でして、それから天野委員の御意見が、やはり「事業者」よりも「学校等」のほうで先になるのではないか、ということで、条文の第8条と第7条を入れかえたらどうかというような御意見だったかと思えます。それにつきましては、少し預らせていただいて、整合性がとれるような形にしたいと思えますので、よろしくお願ひします。

【吉田会長】

主体の順番ですね。主体の順番については、事務局にお願いしたいと思えます。

それでは、次回までにもしお気づきの点がありましたら、事務局まで御意見をお寄せいただきたいと思います。

では、事務局に返したいと思えます。お願ひします。

3 その他

《今後の予定について事務局より説明》